

事 務 連 絡

平成 30 年 12 月 18 日

都道府県・政令指定都市
地方創生担当部局あて

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内 閣 府 地 方 創 生 推 進 事 務 局

中枢中核都市について

地方創生の推進につきましては、平素より、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「東京一極集中是正のための中枢中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」（平成 30 年 7 月 12 日都市再生本部決定、まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「本部決定」という。）が決定されたところですが、「「地域魅力創造有識者会議」報告書」（平成 30 年 12 月 18 日地域魅力創造有識者会議）がとりまとめられたことを受けて、「中枢中核都市」の範囲及び支援施策について、下記のとおり通知します。

都道府県におかれては、管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知方、よろしくお願いいたします。

記

1. 中枢中核都市の範囲について

東京圏への転出超過数が多い地方公共団体は、政令指定都市、中核市等が大半を占めているが、これらの都市には、活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた地域全体の経済、生活を支え、東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮することが期待される。これを踏まえると、中枢中核都市には、①産業活動の発展のための環境、②広域的な事業活動、住民生活等の基盤、③国際的な投資の受入環境、④都市の集積性・自立性等の機能・性格が備わっていることが求められる。

このため、中枢中核都市は、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）以外に存する次に掲げる市に該当するもののうち、昼夜人口比率が概ね 1.0 未満の都市を除いたものとする。具体的な都市名は、別添のとおりである。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市
 - ② 地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市
 - ③ 地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号）附則第 2 条の施行時特例市
 - ④ 県庁所在市
 - ⑤ 連携中枢都市圏構想推進要綱（総務省自治行政局長通知）の連携中枢都市
- なお、中枢中核都市に該当する都市は、社会経済情勢の変化等に応じて、今後変更があり得る。

2. 支援策について

中枢中核都市に対する支援策は、以下のとおりとする。詳細については別途、それぞれ決定次第、連絡する。

（1）省庁横断支援チームによるハンズオン支援について

中枢中核都市の機能強化に当たり、これらの都市が共通に抱えていると考えられる課題（政策テーマ）に応じて、手上げ方式により、政府の省庁横断的なチームによるハンズオン支援を実施する。

なお、このハンズオン支援は、今後整理する政策テーマごとに募集、実施する予定であり、中枢中核都市そのものを選定し、都市の課題全体を対象とするものではないことを念のため申し添える。

（2）地方創生推進交付金による支援について

中枢中核都市が、多種多様かつ広域的な政策課題に対応できるよう、地方創生推進交付金を活用した支援を実施する。現行、市区町村で一律となっている交付上限額及び申請上限件数について、来年度（2019 年度）以降、中枢中核都市向けの上限を新設することを検討する。

（3）その他中枢中核都市の機能強化を図るための支援施策について

関係各府省庁において所管する、中枢中核都市の機能強化に向けて活用できる支援施策等については、情報をとりまとめ、おって提供する。

3. 問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局（中枢中核都市担当：庄子）

TEL : 03-5510-2452

E-mail : CHUSUCHUKAKU-city.c8y@cao.go.jp

(別添) 中枢中核都市

道府県	政令指定都市 (15市)	中核市 (43市)	施行時特例市 (18市)	県庁所在市 (3市/47市)	連携中枢都市 (3市/30市)
北海道	札幌市	函館市 旭川市		(札幌市)	
青森県		青森市 八戸市		(青森市)	(八戸市)
岩手県		盛岡市		(盛岡市)	(盛岡市)
宮城県	仙台市			(仙台市)	
秋田県		秋田市		(秋田市)	
山形県			山形市	(山形市)	
福島県		福島市 郡山市 いわき市		(福島市)	
茨城県			水戸市 つくば市	(水戸市)	
栃木県		宇都宮市		(宇都宮市)	
群馬県		前橋市 高崎市	伊勢崎市 太田市	(前橋市)	
新潟県	新潟市		長岡市 上越市	(新潟市)	(新潟市)
富山県		富山市		(富山市)	(富山市) 高岡市・射水市
石川県		金沢市		(金沢市)	(金沢市)
福井県			福井市	(福井市)	
山梨県			甲府市	(甲府市)	
長野県		長野市	松本市	(長野市)	(長野市)
岐阜県		岐阜市		(岐阜市)	(岐阜市)
静岡県	静岡市 浜松市		沼津市 富士市	(静岡市)	(静岡市)
愛知県	名古屋市	豊橋市 岡崎市 豊田市	春日井市	(名古屋市)	
三重県			四日市市	津市	
滋賀県		大津市		(大津市)	
京都府	京都市			(京都市)	
大阪府	大阪市 堺市	八尾市 東大阪市	岸和田市 吹田市 茨木市	(大阪市)	
兵庫県	神戸市	姫路市 尼崎市 西宮市		(神戸市)	(姫路市)
奈良県		奈良市		(奈良市)	
和歌山県		和歌山市		(和歌山市)	
鳥取県		鳥取市		(鳥取市)	(鳥取市)
島根県		松江市		(松江市)	
岡山県	岡山市	倉敷市		(岡山市)	(岡山市) (倉敷市)
広島県	広島市	呉市 福山市		(広島市)	(広島市) (福山市) (呉市)
山口県		下関市		山口市	(下関市) (山口市・)宇部市
徳島県				徳島市	
香川県		高松市		(高松市)	(高松市)
愛媛県		松山市		(松山市)	(松山市)
高知県		高知市		(高知市)	(高知市)
福岡県	北九州市 福岡市	久留米市		(福岡市)	(北九州市) (久留米市)
佐賀県			佐賀市	(佐賀市)	
長崎県		長崎市 佐世保市		(長崎市)	(長崎市)
熊本県	熊本市			(熊本市)	(熊本市)
大分県		大分市		(大分市)	(大分市)
宮崎県		宮崎市		(宮崎市)	(宮崎市)
鹿児島県		鹿児島市		(鹿児島市)	(鹿児島市)
沖縄県		那覇市		(那覇市)	

※ 東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)以外の昼夜間人口比率0.9以上の市を対象